

株式会社UHG

ディスクロージャー資料

2010年版

(平成22年3月期)



目 次

【 は じ め に 】	1 頁
【 主 な 記 載 事 項 に つ い て 】	2 頁
・ 会 社 の 概 況	4 頁
1. 会 社 名 等	4 頁
2. 会 社 の 沿 革	4 頁
3. 会 社 の 目 的	5 頁
4. 事 業 の 内 容	6 頁
（1）経 営 組 織	6 頁
（2）業 務 の 内 容	7 頁
5. 営 業 所 の 状 況	7 頁
6. 財 務 の 概 要	8 頁
7. 発 行 済 株 式 総 数	8 頁
8. 主 要 株 主 名	8 頁
9. 役 員 の 状 況	9 頁
10. 従 業 員 の 状 況	9 頁
・ 営 業 の 状 況	10 頁
1. 経 営 方 針	10 頁
2. 当 社 及 び 当 業 界 を 取 り 巻 く 環 境	10 頁
3. 営 業 の 経 過 及 び 成 果	10 頁
（1）受 取 手 数 料	11 頁
（2）売 買 損 益	11 頁
（3）取 引 高	12 頁
4. 対 処 す べ き 課 題	12 頁
5. 受 託 業 務 管 理 規 則	13 頁
6. 外 務 員 の 登 録 状 況	19 頁
7. 委 託 者 に 関 す る 事 項	19 頁
8. 苦 情、紛 争、訴 訟 に 関 す る 事 項	19 頁
（1）顧 客 等 が 提 起 し た も の	19 頁
（2）当 社 が 提 起 し た も の	19 頁
（3）双 方 が 提 起 し た も の	20 頁
（4）値 合 金 処 理 し た も の	20 頁
・ 経 理 の 状 況	21 頁
貸 借 対 照 表	21 頁
損 益 計 算 書	22 頁
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書	23 頁
個 別 注 記 表	24 頁
監 査 に 関 す る 事 項	26 頁
財 務 比 率	26 頁
・ 追 加 情 報	27 頁
営 業 所 の 状 況	27 頁

【はじめに】

本書は平成22年3月期（平成21年4月1日～平成22年3月31日）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載事項について】

・会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成 22 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

・営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び業界を取り巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」 当社の平成 21 年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 当社が対処すべき今後の課題について記載しています。
- 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

・経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額 ()}}{\text{リスク額 ()}} \times 100$$

(「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という。)第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額(「市場リスク」という。)と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額(「取引先リスク」という。)とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額 ()}}{\text{資本金額}} \times 100$$

(「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産額に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額()}} \times 100$$

(「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額()}} \times 100$$

(「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

．会社の概況

1．会社名等

商品取引員名 株式会社UHG
代表者名 代表取締役社長 栗田 廣次郎
所在地 東京都港区海岸1丁目11番1号
電話番号 03-5400-3500(代)

2．会社の沿革

当社は平成19年4月19日に設立され、平成19年7月1日付にて農林水産大臣及び経済産業大臣より、ひまわりシーエックス(株)の商品先物取引受託業務の対面リテール部門を吸収分割により承継する認可を受け、事業を開始しました。

年 月	事 項
平成3年4月	大和商品(株)、ダイワ通商(株)およびダイワ貿易(株)が対等合併し、ダイワフューチャーズ(株)(ひまわりシーエックス(株)の旧商号)が発足。
平成19年4月	当社設立。資本金100万円
平成19年5月	資本金6億8,000万円
平成19年6月	資本金11億2,000万円
平成19年6月	資本金12億2,000万円
平成19年6月	資本金13億2,000万円
平成19年7月	農林水産大臣および経済産業大臣の吸収分割認可により、ひまわりシーエックス(株)の商品先物取引受託業務の対面リテール部門を承継。 名古屋支店、大阪支店および福岡支店を開設(承継)。資本金14億2,000万円
平成19年7月	資本金14億7,000万円
平成20年3月	資本金15億7,100万円
平成20年3月	資本金4億100万円
平成20年11月	資本金2億円
平成20年11月	資本金3億円
平成21年10月	名古屋支店廃止
平成22年1月	大阪支店および福岡支店廃止
平成22年1月	大阪サテライトおよび福岡サテライトを開設。
	現在に至る。

3. 会社の目的

当社は、次の業務を営み、かつ、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

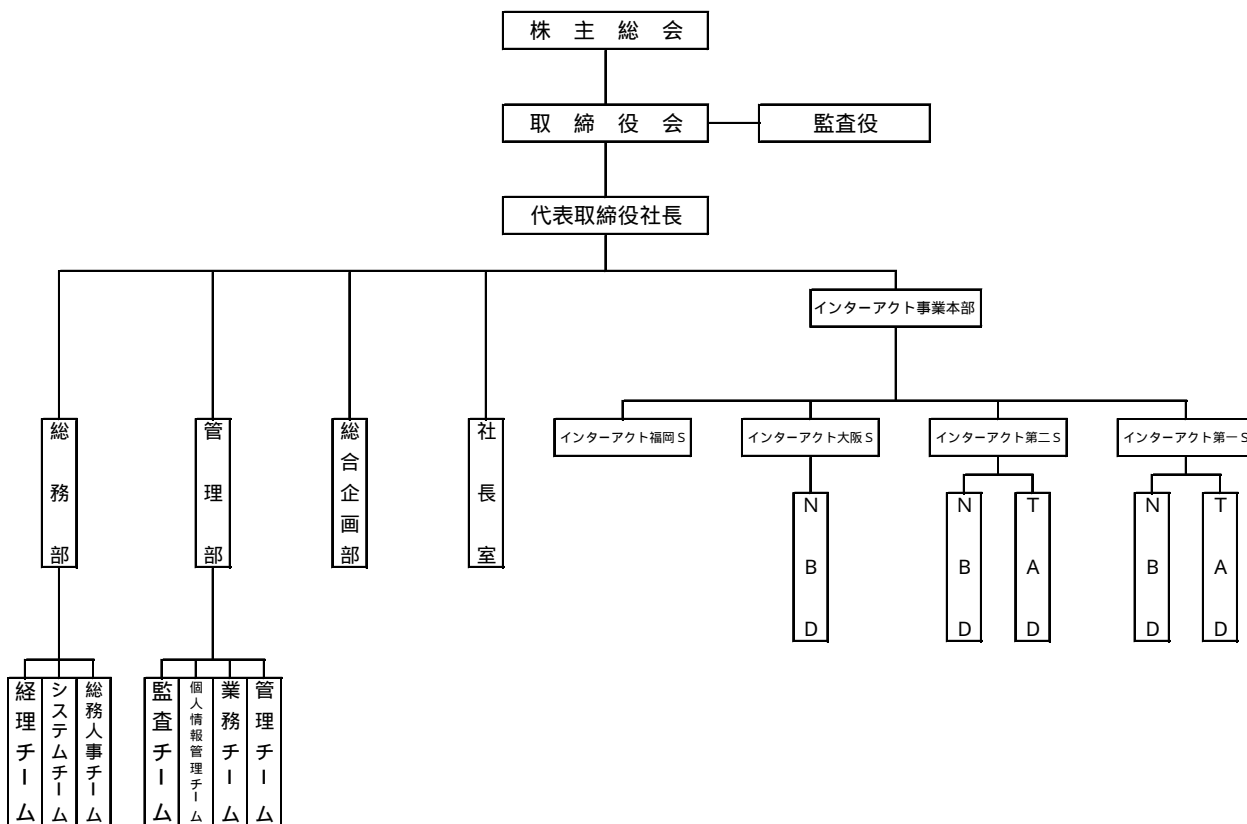
- (1) 商品取引所法に規定する商品取引受託業務並びに店頭商品先物取引及び特定商品市場類似施設の開設に関する業務
- (2) 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律に規定する海外商品市場における上場商品（指数及びオプションを含む。）の取引並びにその受託、媒介、取次ぎ及び代理業務
- (3) 商品取引所法の適用を受ける商品の売買（商品市場及び特定商品市場類似施設における取引等を含む。）及び輸出入並びにその媒介、取次ぎ及び代理業務（第1号及び第2号に掲げる業務を除く。）
- (4) 貴金属製品、金貨及び宝飾品の販売に係る業務
- (5) 金融商品取引法に規定する金融商品取引業
- (6) 金融商品取引法に規定する金融商品仲介業
- (7) 金融商品取引法その他の法律により金融商品取引業者が営むことのできる業務
- (8) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (9) 信託業法に規定する信託業及び信託契約代理業
- (10) 投資業
- (11) 経営及び財産形成等に関する相談及び助言に係る業務
- (12) 金融商品への投資その他の財産形成等に関する教育及び研修に係る業務
- (13) ソフトウェアの開発及び販売に係る業務
- (14) 不動産の売買、賃貸借及びその仲介、管理等に係る業務
- (15) その他の金融サービスに係る業務
- (16) 前各号の業務に附帯又は関連する業務

(注) 上記のうち___線部分の事業は、現在行っておりません。

4. 事業の内容

(1) 経営組織 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

当社の経営組織は次のとおりです。



(2)業務の内容

(a) 主たる業務

イ．商品市場における取引の受託の取次ぎ業務

当社は、商品取引所法第 227 条に基づき下記の商品市場における取引の委託の取次ぎ業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣の認可を受けております。

(認可番号：農林水産省指令 19 総合第 573 号、平成 19・06・26 商第 4 号)

市場名 取引所名	農産物	砂糖	貴金属	石油	アルミニウム	ゴム	日経・東工取商品指数	上場商品名
東京穀物商品取引所								一般大豆、Non-GMO 大豆、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆
								粗糖
東京工業品取引所								金、銀、白金、パラジウム
								ガソリン、灯油、原油
								アルミニウム
								ゴム
								日経・東工取商品指数
中部大阪商品取引所								金
								ガソリン、灯油

ロ．商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

該当事項はありません。

5．営業所の状況（平成 22 年 3 月 31 日現在）

店 舗 の 名 称	所在地	電話番号
大 阪 サ テ ラ イ ト	大阪府大阪市北区東天満 1 丁目 6 番 8 号	0 6 - 2 8 0 0 - 2 1 7 1
福 岡 サ テ ラ イ ト	福岡県福岡市中央区舞鶴 3 丁目 8 番 10 号	0 9 2 - 7 1 6 - 8 9 1 1

6. 財務の概要（平成 22 年 3 月期）

(a) 資本金	300,000 千円
(b) 純資産額	505,703 千円
(c) 総資産額	1,392,626 千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	827,750 千円 (823,755 千円)
(e) 経常損失	13,300 千円
(f) 当期純損失	59,735 千円

純資産額は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規定により算出しております。

7. 発行済株式総数

発行済株式総数 648,676 株（平成 22 年 3 月 31 日現在）

（注）当社の株式は非上場です。

8. 主要株主名（上位 10 名）

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
株式会社天地人	東京都港区海岸1-11-1	237,762 株	38.70%
栗田 広平		29,600 株	4.6%
栗田 敬子		28,300 株	4.4%
大山 一孝		27,400 株	4.2%
藤枝 祐太		26,900 株	4.1%
藤枝 美智子		26,100 株	4.0%
大山 麻衣子		25,600 株	3.9%
藤枝 義男		25,200 株	3.9%
藤枝 弘子		24,700 株	3.8%
栗田 誠七郎		24,500 株	3.8%
計 10 人		476,062 株	73.4%

個人株主の住所については個人情報保護の観点から非公開としております。

9. 役員状況

役名及び職名	氏名 生年月日	所有 株式数
代表取締役 社長	栗田 廣次郎 昭和24年7月11日	46株
取締役	高坂 重幸 昭和34年8月21日	2株
取締役	守脇 健也 昭和46年7月22日	2株
監査役	山本 義文 昭和23年1月14日	2株
計	4名	52株

10. 従業員の状況

	総計	男女別		営業・非営業の別	
		男	女	営業	非営業
従業員数(名)	34	30	4	21	13
平均年齢(歳)	40歳8ヶ月	41歳8ヶ月	33歳0ヶ月	40歳6ヶ月	40歳11ヶ月
平均勤続年数(年)	10年1ヶ月	10年1ヶ月	10年3ヶ月	7年3ヶ月	14年2ヶ月
外務員数(名)	30	29	1		

(注) 平均勤続年数は、平成19年7月1日の吸収分割以前の期間を含みます。

・営業の状況

1. 経営方針

当社は、企業経営を行う上で、「人間価値」「事業価値」「社会価値」を高めることを理念とします。

「人間価値を高める」

お客様に喜んでいただく、お客様に満足していただく、そして、お客様に接する社員も幸せにする企業を目指します。

「事業価値を高める」

あらゆる資産運用のニーズに対応できる高度なサービスを提供し、お客様の満足が会社の利益に繋がる企業を目指します。

「社会価値を高める」

変貌する世界の中で将来を見据えた情報を提供し、人々の暮らしや社会に貢献する企業を目指します。

2. 当社及び当業界を取り巻く環境

当期の日本経済は、日経平均株価の終値が前年度末比 2,980 円高の 11,089 円 94 銭で 3 年ぶりに前年度を上回り、一部には持ち直しの傾向が見られましたが、デフレ経済が進行し、雇用・所得環境の改善が進まない中、個人消費は依然停滞しており、引き続き厳しい状況で推移いたしました。

商品先物市場においては、国内の 4 取引所の年間出来高が前年度比 26% 減の 3,425 万枚（ピークは平成 15 年の 1 億 5,400 万枚）となり、6 年連続のマイナスとなりました。

また、登録外務員数が前年度末比 1,290 人減の 3,511 人と、ピーク時の 14,449 人から僅か 5 年の間に 75% も減少し、商品取引員数も平成 12 年の 110 社からここ 10 年で 65% の減少、遂に 40 社を下回り 37 社となりました。

このような環境の中、当社におきましては、東京本社の縮小、名古屋・大阪・福岡の三支店の廃止等、大幅な経費削減を実施し、経営の合理化を図りました。これにより第 4 四半期には、月間経費が当期スタート時の約半分にまで縮小し、第 4 四半期の 3 ヶ月（1 月～3 月）の収支は月次ペースでそれぞれ黒字計上いたしました。

3. 営業の経過及び成果

当期の営業収益は 8 億 2,700 万円（受取手数料は 8 億 2,300 万円）で、前年同期比 32% 減でしたが、販売及び一般管理費も 8 億 4,300 万円と前年同期比 40% 減でしたので、営業利益は 1,500 万円となり前年の 1 億 9,600 万円と比べて大きく改善されました。当期における受取手数料、売買損益及び取引高は次のとおりであります。

(1)受取手数料

取引所	上場商品の種類	金額(千円)
東京工業品取引所	金	423,981
東京工業品取引所	銀	7,347
東京工業品取引所	白金	159,462
東京工業品取引所	パラジウム	1,499
東京工業品取引所	ゴム	54,038
東京工業品取引所	ガソリン	10,509
東京工業品取引所	灯油	2,939
東京工業品取引所	原油	2,388
東京工業品取引所	日経・東工取商品指数	116
東京穀物商品取引所	とうもろこし	1,938
東京穀物商品取引所	一般大豆	103,600
東京穀物商品取引所	NON-GMO大豆	857
東京穀物商品取引所	小豆	94
東京穀物商品取引所	アラビカコーヒー生豆	58
東京穀物商品取引所	粗糖	1,177
中部大阪商品取引所	ガソリン	22,438
中部大阪商品取引所	灯油	6,391
中部大阪商品取引所	金	7,204
	合計	823,475

(2)売買損益

取引所	上場商品の種類	金額(千円)
東京工業品取引所	金	9
東京工業品取引所	白金	2
東京工業品取引所	ゴム	38
東京工業品取引所	ガソリン	43
東京穀物商品取引所	とうもろこし	41
東京穀物商品取引所	一般大豆	155
東京穀物商品取引所	NON-GMO大豆	5
中部大阪商品取引所	中部金	24
	合計	46

(3)取引高

取引所	上場商品の種類	自己	委託	合計(枚)
東京工業品取引所	金	62	62,237	62,299
東京工業品取引所	銀		794	794
東京工業品取引所	白金	40	38,342	38,382
東京工業品取引所	パラジウム		550	550
東京工業品取引所	ゴム	30	16,805	16,835
東京工業品取引所	ガソリン	28	3,669	3,697
東京工業品取引所	灯油		973	973
東京工業品取引所	原油		689	689
東京工業品取引所	日経・東工取商品指数		32	32
東京穀物商品取引所	小豆		31	31
東京穀物商品取引所	一般大豆	148	71,605	71,753
東京穀物商品取引所	コーン	32	6,660	6,692
東京穀物商品取引所	アラビカコーヒー生豆		29	29
東京穀物商品取引所	NON-GMO大豆	10	587	597
東京穀物商品取引所	粗糖		370	370
中部大阪商品取引所	ガソリン		23,116	23,116
中部大阪商品取引所	灯油		6,449	6,449
中部大阪商品取引所	金	12	1,781	1,793
	合計	362	234,719	235,081

4. 対処すべき課題

(1) サテライト（低コストの顧客サービス拠点）の展開

期中において一旦規模の縮小を実行しましたが、東京一極集中のメリットである効率性を生かしながら、デメリットである関東一円以外の顧客サービスの低下を補完するために「地域密着型の顧客サービス拠点」と定義して全国の主要都市に低コストの「サテライト」を展開することとしました。

既に、大阪サテライト・福岡サテライト・広島サテライトを開設しましたが、名古屋・札幌・仙台等々もサテライトの候補地として前向きに検討しております。

(2) 不招請勧誘の禁止への対応

2011年1月4日から「不招請勧誘の禁止」が規定され、商品取引の勧誘規制が一段と強化される予定です。

当社では、設立当初から「不招請勧誘の禁止」を視野に入れて「セミナーを通じた勧誘」を軸とした独自のビジネスモデルを構築してまいりました。

今後も、東京のみならず全国のサテライトを中心にセミナー運営を更に発展させて、来るべき時代に対処する所存です。

5. 受託業務管理規則

(目的)

第1条 本規則は、商品先物取引の受託業務の適切な運営並びに管理を行うために必要な事項を定め、委託者の保護育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規則において、商品先物取引とは、商品市場における取引であって商品取引所法の適用を受けるものをいう。

- 2 本規則において、勧誘とは、商品先物取引の委託契約締結又は契約締結後の個々の取引の委託の意思表示に影響を与える程度に商品先物取引を勧める行為をいう。
- 3 本規則において、受託契約の締結とは、商品先物取引の約諾書の差し入れを受けることをいう。
- 4 本規則において、受託とは、商品先物取引の売買注文を受け、それを執行することをいう。

(管理組織体制)

第3条 経営上の責任を明確にするため、受託業務管理規則の制定及び改廃は取締役会の決議事項とする。

- 2 受託業務管理にあたる組織は、次の各号のとおりとする。

管理担当役員は執行役員以上の者を取締役会にて選任し、代表取締役社長が指名、これを総括管理責任者とする。総括管理責任者は、受託業務管理に関する業務を統括するとともに、第5条第2項、第9条第2項、第9条第3項、第12条第3項、及び第14条第1項に定める審査を行う。

総括管理責任者を補佐するために審査部門の部長職以上、又はそれに準ずる者を統括管理責任者とし、本社及び本支店の審査部門を管理するとともに第11条第2項及び第13条第1項に定める審査を行う。また、総括管理責任者が不在の場合にはその任を行う。ただし、第5条第2項、第9条第2項、第9条第3項、第12条第3項、及び第14条第1項の審査を代行した時は、速やかに総括管理責任者の点検を受け承認を得なければならない。

本社及び本支店に審査部門を配置し、取引内容の精査等の業務を行う。

- 3 職制職務権限規程の定めにかかわらず、受託業務管理に関する権限は、本規則の定めによるものとし、最終権限者は総括管理責任者とする。
- 4 審査部門は日常的な勧誘活動及び受託業務に対する適正な運営を確保するため、営業部門並びに各関係部門等に指導及び遵守状況の監視等の権限を有し、必要に応じて調査するとともに資料の提出を求めることができる。

(勧誘及び受託禁止対象者)

第4条 当社は、次の各号に該当する者を勧誘及び受託禁止対象者と規定し、これらの者に対しては、勧誘及び受託を行わないこととする。

未成年者

成年被後見人・被保佐人・被補助人

精神障害者・知的障害者・認知障害の認められる者

破産者で復権を得ない者

生活保護法による保護を受けている世帯に属する者

長期入院療養者及びこれに準ずる者

商品先物取引をする為に借入をしようとする者

商品先物取引の契約締結に際し、元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引を希望しない者

その他総括管理責任者が受託に適しないと判断した者

- 2 受託契約締結後又は受託後に顧客が前項各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに解約を促すこととし、その後の勧誘は行わないものとする。

(勧誘及び受託制限対象者)

第5条 当社は、次の各号に該当する者については、勧誘及び受託制限対象者と規定し、次項に掲げる場合に限り、受託を行えるものとする。

75歳以上の者

25歳未満の者

一定の収入(税込み年収500万以上)を有しない者

取引期間中に75歳となった者

年金、恩給、退職金、保険金等の収入が収入の過半を占めている者

- 2 前項各号に該当する者については、自らが当社の定める原則として商品先物取引を行う適合性を有しない者であることを理解しているとともに、以下の各号の例外の要件を満たし、自らがそ

れらについて確認している旨の自書による申出書を差し入れており、総括管理責任者が審査の上、これを承認した場合には、勧誘及び受託ができるものとする。

前項第1号に該当する者

ア) 直近3年以内に延べ90日以上取引(商品先物取引、外国為替証拠金取引、株式の信用取引等のレバレッジ性のある取引)経験を有する者で、商品先物取引の仕組み・リスクその他の説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していること。

イ) 投資可能資金額が老後の生活を考慮した金額に設定されていること。

ウ) 金融資産を1,000万円以上有する者(取引期間中に前項第1号に該当することとなった場合は除く)。

前項第2号に該当する者

ア) 商品先物取引の仕組み・リスクその他の説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していること。

イ) 投資可能資金額が経済力、年収等を考慮した金額に設定されていること。

前項第3号に該当する者

ア) 投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること及びそれを証明するものがあること。

前項第4号に該当する者

ア) 商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していること。

イ) 75歳になる以前から当社において取引を継続しており、かつ直近3年以内に延べ90日以上取引(商品先物取引、外国為替証拠金取引、株式の信用取引等のレバレッジ性のある取引)経験を有すること。

ウ) 投資可能資金額が老後の生活を考慮した金額に設定されていること。

前項第5号に該当する者

ア) 投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること、及び投資可能資金額が損失を被っても生活に支障の無い金額に設定されていることを証明するものがあること。

3 前項の審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者及びその判断根拠を含めて記録を作成し、取引終了後7年間保存するものとする。

(勧誘の告知及び確認)

第6条 当社は、商品先物取引の勧誘に当たり、当社において策定・公表している勧誘方針に基づいて勧誘を行うものとし、その際には以下の事項について告知を行うものとする。

会社の名称、担当者名

商品先物取引の勧誘である旨

2 商品先物取引の勧誘を受ける意思の有無を確認し、勧誘の承諾を得た場合に商品先物取引の勧誘を行うことができる。

3 委託者となった顧客については第1項の告知及び第2項の確認の記録を作成し取引終了後7年間保存する。

(勧誘時の禁止事項)

第7条 商品先物取引の勧誘に当たっては、次の各号に該当する勧誘は行わないものとする。

勧誘を希望しない旨又は委託を行わない旨の意思表示があった顧客への勧誘。

以下に該当する、社会通念上迷惑を覚えさせるような仕方による勧誘。ただし、顧客の指示又は承諾がある場合はこの限りではない。

ア) 早朝、夜間等顧客が迷惑と感じる時間帯における電話又は訪問による勧誘

イ) 顧客の意思に反した、長時間に亘る勧誘

ウ) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘

エ) 顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法での勧誘

2 前項第1号に関する情報は、審査部門に遅滞なく報告し、審査部門は本支店の保有する各名簿等から当該顧客データを削除するとともに当該勧誘禁止顧客名簿を作成し整備保管する。

(「犯罪収益移転防止法」に係る措置)

第8条 当社は、「犯罪収益移転防止法」に基づき受託契約締結及びその後の取引においては以下の措置を講ずるものとする。また、その記録を作成し取引終了から7年間保存するものとする。

2 外務員は、受託契約に先立ち本人確認をしなければならない。顧客が自然人の場合は本人特定事項(氏名、住居及び生年月日)を、法人の場合は名称及び本店又は主たる事業所の所在地を公的証明書等により確認する。

3 委託者の取引において、犯罪による収益の移転に係わるような、疑わしい取引に該当すると判断した場合は、主務省及び関係機関への届出を行う。

(不正資金の流入防止)

第9条 当社は、以下に規定する者(以下「公金取扱者」という。)からの受託に当たっては、不正資金の流入を防止するため、総括管理責任者の厳格な管理下において取引を行うこととし、受託契約締結に先立って自己の資金内で取引を行う旨の自書による申出書の差し入れを受けるものとする。さらに、次項以下の措置も講ずることとする。

銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者

証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社などのノンバンクの金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者

国、地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
民間企業等における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者

- 2 公金取扱者を含む委託者から、受託契約締結前に口座設定申込書によって、5,000万円を超える投資可能資金額の申告があった場合、又は取引途中の委託者において、実入金額が5,000万円を超過することとなった場合には監視を強化することとし、それ以降1回当たり入金額が500万円を超える都度当該委託者の資金について調査を開始するものとする。調査に当たっては、それぞれの金額の裏付けとなる客観的な証明書類の提出を求めるか、または調査会社による資産調査を行うこととする(但し、法人委託者は除く。)。尚、当該事項の裏付けを提出しない場合、又は十分な調査結果が得られない場合には、その後の新たな証拠金の預託及び建玉の受注を行わないものとする。
- 3 公金取扱者を含む委託者の実入金額が、本人より申告の金融資産額を超えたときには、委託者の金融資産について調査を開始する。調査に当たっては、委託者への電話又は面談、若しくはその他の方法により取引資金の性格及び出所(自己資金かどうか、自己資金ならばその内容)を確認し、その内容を総括管理責任者に書面で報告するものとし、総括管理責任者は、それに基づき審査して取引の継続又は、停止等の措置を決定する。
- 4 前2項に伴う調査については、審査部門が担当し、営業部門は当該調査に対して協力するものとする。尚、当該調査については、その記録を作成し、これを10年間保存するものとする。
- 5 当社は、不正資金による取引資金であることが判明した場合は、委託者に対して速やかに取引を終了するよう要請する。

(書面交付及び説明義務)

第10条 外務員は受託契約の締結に先立ち、受託契約準則、「商品先物取引 - 委託のガイド」等必要書類を交付し、これらを活用して次の各号について、委託者の十分な理解を得られるよう説明した上で、書面にて理解の確認を行う。

商品先物取引は証拠金取引であるため、取引の対象である総取引金額は取引に際して預託すべき証拠金の10~30倍程度となる為ハイリスク・ハイリターン取引であること。

相場変動による取引での損失額が預託した取引証拠金を上回るおそれがあること。

- 2 外務員は前項の各号について書面にて理解の確認を行った上で、次の各号について説明し、その内容を理解したことを再度書面にて確認する。
取引証拠金の制度、種類、金額に関する事項
委託手数料の制度、金額、徴収の時期に関する事項
商品取引員の禁止行為その他主務省令で規定された必要事項に関する事項。
- 3 取引に至った顧客については、説明を受け理解した旨の書面及びその確認の記録を取引終了後7年間保存する。

(口座設定申込書の徴収及び適合性の審査)

第11条 外務員は、顧客が商品先物取引の委託を希望した場合には、次の各号に掲げる事項を記載した口座設定申込書を顧客より徴収し、審査部門に回付する。

氏名又は商号、生年月日、性別、家族構成、住所、連絡先及び電話番号

職業、勤務先、役職、勤務先住所及び電話番号

資産及び収入の状況

金融商品等の取引経験の有無及びその概要

取引の契機、情報収集の手段

投資可能資金額

- 2 審査部門は、口座設定申込書及び前条第1項及び第2項に定める書面である取引の仕組み内容理解度確認書を受けた後、記載内容、取引意思及び商品先物取引についての理解度を再度、契約の前までに申込者本人である顧客に直接ヒアリングを行い、その内容について統括管理責任者に報告するものとする。統括管理責任者はこれを基に審査して、受託契約締結の可否を判定し、その結果を営業担当者に通知するものとする。
- 3 投資可能資金額については、その額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定すること及び取引中に損失が発生した場合はその額が投資可能資金額から減額されるものであること

- とを説明した上で申告を受けるものとする。
- 4 当社は、第2項の審査を終了するまでは、受託契約の締結、取引証拠金等の預託及び取引の注文を受けないものとする。また、審査の過程で顧客が適合性を有しないことが判明した時は直ちに勧誘を中止しなければならない。
 - 5 第2項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及びその判断根拠を含めて記録を作成し、取引終了後7年間保存するものとする。
 - 6 当社は、取引中の顧客について、定期的にその属性を把握するよう努めるものとする。尚、受託契約時の口座設定申込書の内容に変更があったことが判明した場合には、速やかに通知書又は口座設定申込書の差し入れを受けるものとする。

(商品先物取引未経験者の保護措置)

- 第12条 商品先物取引の未経験者については、取引開始日から3ヶ月間を取引習熟期間とし、次項に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。なお、「未経験者」とは直近の3年以内に延べ90日間以上商品先物取引の経験のない委託者又は審査部門が特に必要と判断した委託者をいう。
- 2 取引習熟期間中の委託者については、口座設定申込書に記載された投資可能資金額の常に3分の1に相当する取引数量を限度とする。ただし、その額には取引開始後発生する追証拠金、臨時増証拠金、定時増証拠金等は含まないものとする。
 - 3 取引習熟期間中の委託者から前項の制限を超える取引を希望する申出があった場合については、次の各号の例外の要件を満たした上で、審査部門が当該委託者の意思を確認した後、総括管理責任者が審査し、これを認めるときは投資可能資金額を上限として当該制限を変更することができる。
商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できるものがあること。
客観的に確認できるものとは、「お客様アンケート及び調査表」、「または「お客様理解度確認調査表」をいう。
商品先物取引の未経験者等を保護するために、受託数量を制限する措置を設けていることを理解していること。
前各号に定めた例外の要件を満たし、自らがそれらについて確認している旨の委託者自身の自書による申出書の差し入れを受けていること。
 - 4 前項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後7年間保存するものとする。
 - 5 取引習熟期間中の委託者については、取引内容の精査を取引開始翌月までの間に1回目、翌々月までの間に2回目の取引精査を行い、精査結果に基づき必要があると判断した場合、ヒアリングによる調査を行う。
また、初回建玉後3ヶ月の間に書面(アンケート)又はヒアリングによるいずれかの方法によって、取引内容及び取引の習熟度等に係る調査を2回以上行う。
 - 6 取引習熟期間中の取引にあたっては、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する等の措置を講じるものとする。

(習熟委託者の取扱いについて)

- 第13条 当社は、次の各号に該当する委託者で、総括管理責任者が審査し認められた者においては、習熟委託者として扱うものとする。また、その審査記録を作成し取引終了後7年間保存するものとする。
- 当社において、直近3年以内に延べ90日間以上の取引経験を有する者。(ただし、商品先物取引に限る)
- 委託者の自書による申し出があり、且つ、他社において直近3年以内に延べ90日間以上の取引経験を有し、それを証するものがあること。(ただし、商品先物取引に限る)
- 他社にて取引経験があり、それを証することが困難な状況にある委託者においては、委託者の自書による申し出があり、且つ、商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できるものがあり、総括管理責任者が審査し認められた者。
- 客観的に確認できるものとは、「お客様アンケート及び調査表」、「または「お客様理解度確認調査表」をいう。

(取引規模の制限及び変更)

- 第14条 当社は、投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引の勧誘及び受託は行わないものとする。ただし、委託者自身より投資可能資金額を超える取引を希望する申出があり、次の各号の例外の要件を満たした上で、審査部門が当該委託者の意思を確認した後、総括管理責任者が審査し、これを認めるときには投資可能資金額を変更することができる。
- 委託者が新たに申告した投資可能資金額が損失となっても生活に支障のない範囲で設定

されていること。

新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること及びそれを証明するものがあること。

投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引の勧誘及び受託が適合性の原則に照らして不相当と認められる行為であることを理解しているとともに、前各号に定めた例外の要件を満たし、自らがそれらについて確認している旨の委託者自身の自書による申出書の差し入れを受けていること。

- 2 前項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及びその判断根拠を含めて記録を作成し、取引終了後7年間保存するものとする。

(総括管理責任者による受託判断)

第15条 総括管理責任者は、第5条第2項、第8条第5項、第11条第3項、及び第13条第1項の審査の結果又は顧客の属性・取引経験等に鑑み、限度額の制限、建玉の縮小又は取引の中止を命じることができる。

(適用除外)

第16条 第8条及び第9条、第11条乃至第14条の規定は、次の各号に掲げる顧客についてはこれを適用しない。

商品取引員又はこれに類する外国の者

商品投資に係る事業の規制に関する法律第35条に規定する商品投資販売業者又はこれに類する者

商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第4項に規定する商品投資顧問業者又はこれに類する外国の者と同条第5項に規定する商品投資顧問契約又はこれに類する契約を行った者

当業者であって、総括管理責任者が認めた者

- 2 顧客が代理人を定めている場合はこの限りでない。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第17条 取引本証拠金の額等は、当社が取扱う全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。ただし、相場の状況等により当社が必要と判断する場合は、取引本証拠金基準額を下回らない範囲で取引本証拠金額を変更することができる。

- 2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者を総括管理責任者とし、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を7年間保存する。

(有価証券の取扱いについて)

第18条 委託者より充用有価証券の預託を受ける場合は、委託者本人名義のものに限る。

(委託者に係る現金の授受について)

第19条 委託者との間の現金の授受については、原則として振込みにより行うものとする。尚、現金の授受を行う必要がある場合には、審査部門の審査を行うものとする。

- 2 現金の授受に当たっては、原則複数の役職員で対応するものとし、やむを得ず一人の役職員で対応する場合には、各本支店長の承認後、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証を交付し、授受を行うものとする。
- 3 審査部門は、役職員が委託者との間で現金の授受を行った場合には、当該委託者に対してその金額、日時、担当外務員の氏名等について確認するものとする。

(委託者等からの苦情・相談への対応)

第20条 委託者及びその代理人等から取引に係る苦情、及び相談等があった場合は、管理部が対応するものとする。

(広告等の審査、及び管理について)

第21条 受託業務に係る広告等の審査、及び管理については、別に定める「広告等に関する規程」に基づくものとする。

(受託業務における法令諸規則等の遵守義務)

第22条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法令、受託契約準則、日本商品先物取引協会「受託等業務に関する規則」及び本規則を遵守し、禁止行為をしてはならない。

- 2 電子情報処理組織と委託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して委託者の指示を受けて取引の委託を受ける取引にあってはその性質に反しない限りこれに準じた措置を講ずる。

(違反者に対する処分)

第23条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託において、前条に掲げる法令及び諸規則に定める禁止行為を行った者に対しては、就業規則に基づきこれを処分する。

附 則

(施行)

1. 本規則は、平成19年 7月 1日より実施する。
2. 本規則は、平成19年 9月30日より改正実施する。
3. 本規則は、平成20年 1月 1日より改正実施する。
4. 本規則は、平成20年 3月 1日より改正実施する。
5. 本規則は、平成20年 7月 1日より改正実施する。
6. 本規則は、平成20年12月 1日より改正実施する。
7. 本規則は、平成21年 3月 1日より改正実施する。
8. 本規則は、平成21年 9月 1日より改正実施する。
9. 本規則は、平成21年12月22日より改正実施する。

6. 外務員の登録状況

期首登録外務員数(名)	新規登録数(名)	登録抹消数(名)	期末登録外務員数(名)
71	10	48	33

7. 委託者に関する事項

期首委託者数(名)	新規委託者数(名)	期末委託者数(名)
798	152	619

8. 苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し 合いによる 解決	紛争 紛争処理 機関での 解決	訴訟	苦情 相互に話し 合い中	紛争 紛争処理 機関で処理 中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 13	6	0	0	3	1	3
前年度から継続している案件の件数 11	1	1	5	2	0	2
合計 24	7	1	5	5	1	5

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. c表に記載する事案はこの表の件数には含まない。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0	0	0	0	0
前年度から継続している案件の件数 0	0	0	0	0
合計 0	0	0	0	0

- (注) c表に記載する事案はこの表の件数には含まない。

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴	訟	訴	訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0	0		0	
前年度から継続している案件の件数 1	0		1(1)	
合計 1	0		1(1)	

- (注) 1. 双方が提起したものは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟(反訴を含む)を提起したものをいう。
2. なお、()内は自社が先に訴訟を提起した件数を記載している。

(4) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 4	4	0	0	0
前年度から継続している案件の件数 0	0	0	0	0
合計 4	4	0	0	0

- (注) 1. 事務処理ミスとは、過失により、注文の執行の事務処理をを誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、注文の執行を誤ることをいう。

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	633,538,541	流動負債	608,840,853
現金預金	81,452,208	預り証拠金	521,230,498
委託者未収金	81,144	未払法人税等	5,657,600
前払金	67,850	未払金	78,328,481
前払費用	1,616,047	預り金	3,170,073
保管有価証券	38,980,000	その他の流動負債	454,201
差入保証金	162,409,851		
委託者先物取引差金	114,342,200	固定負債	278,082,100
未収入金	235,878,259	長期借入金	20,000,000
預託金	24,000,000	退職給付引当金	210,250,855
その他の流動資産	14,821,481	長期未払金	47,831,245
貸倒引当金	-40,110,499	引当金	47,500,000
		商品取引責任準備金 (商品取引所法第221条)	47,500,000
固定資産	758,457,017	負債合計	934,422,953
有形固定資産	9,289,723	(純 資 産 の 部)	
建物	4,217,012	株主資本	458,203,791
器具及び備品	5,072,711	資本金	300,000,000
無形固定資産	40,546,933	資本剰余金	217,939,428
ソフトウェア	40,546,933	資本準備金	90,000,000
投資その他の資産	708,620,361	その他資本剰余金	127,939,428
関係会社株式	667,668,001	利益剰余金	-59,735,637
長期差入保証金	33,240,200	繰越利益剰余金	-59,735,637
長期貸付金	2,030,917		
長期未収債権	12,869,463	純資産合計	458,203,791
長期前払費用	5,715,002		
その他の投資	31,636	負債及び純資産合計	1,392,626,744
貸倒引当金	-12,934,858		
繰延資産	631,186		
株式交付費	631,186		
資産合計	1,392,626,744		

損益計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金	額
営業収益		
受取手数料	823,755,414	
売買損益	215,500	
その他	3,779,357	827,750,271
販売費及び一般管理費		843,436,815
営業利益		-15,686,544
営業外収益		
受取利息	229,603	
その他	6,736,624	6,966,227
営業外費用		
支払利息	1,142,100	
株式交付費償却	3,437,700	4,579,800
経常利益		-13,300,117
特別利益		
貸倒引当金戻入	4,638,230	4,638,230
特別損失		
商品取引責任準備金繰入	17,027,310	
固定資産売却損	1,347,430	
固定資産除却損	5,669,854	
支店閉鎖損失	23,473,556	47,518,150
税引前当期純利益		-56,180,037
法人税、住民税及び事業税	3,555,600	3,555,600
当期純利益		-59,735,637

株主資本等変動計算書

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位:円)

項目	株主資本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金		その他利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益剰余金	
平成21年3月31日残高	300,000,000	90,000,000	416,886,897	-288,947,469	517,939,428
事業年度中の変動額					
資本金からその他資本剰余金への振替					0
資本準備金のその他資本剰余金への振替					0
その他資本剰余金の取崩しによる欠損填補			-288,947,469	288,947,469	0
増資による新株発行					0
当期純利益				-59,735,637	-59,735,637
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					-
事業年度中の変動額合計	0	0	-288,947,469	229,211,832	-59,735,637
平成22年3月31日残高	300,000,000	90,000,000	127,939,428	-59,735,637	458,203,791

項目	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成21年3月31日残高	0	517,939,428
事業年度中の変動額		0
資本金からその他資本剰余金への振替		0
資本準備金のその他資本剰余金への振替		0
その他資本剰余金の取崩しによる欠損填補		0
増資による新株発行		0
当期純利益		-59,735,637
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		-
事業年度中の変動額合計	0	-59,735,637
平成22年3月31日残高	0	458,203,791

個別注記表

(自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)

1. 重要な会計方針に係る注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法

時価のないもの 移動平均法による原価法

保管有価証券

商品取引所施行規則第 39 条の規定に基づく充用価格によっており、主な有価証券の充用価格は次のとおりであります。

利付国債証券 額面金額の 80%

社債（上場銘柄） 額面金額の 65%

株式（一部上場銘柄） 時価の 70% 相当額

株式（その他銘柄） 時価の 50%～60% 相当額

倉荷証券 時価の 70% 相当額

デリバティブ

時価法

棚卸資産

商品 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物（附属設備） 5～15 年

器具及び備品 5～15 年

無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法

長期前払費用

株式交付費

3 年間で定額法により均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業会計年度において発生していると認められる額を計上しております。

商品取引責任準備金

商品取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

預託金 24,000,000 円

(注) この他に取引証拠金の代用として次の資産を取次先であるニューエッジ・ジャパン証券(株)を通じて(株)日本商品清算機構へ預託しております。

保管有価証券 38,980,000 円

担保に係る債務

商品取引所法施行規則第 98 条第 1 項第 4 号の規定に基づく委託者保護基金による代位弁済額 40,000,000 円

- (2) 商品取引所法第 210 条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は 24,085,538 円であります。
- (3) 長期未収債権には回収が困難な無担保委託者未収金 12,869,463 円が含まれており、当該無担保委託者未収金に対し貸倒引当金 12,869,463 円を設定しております。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記
発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	648,676 株	-	-	648,676 株

4. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

5. 一株当たり情報に関する注記

- (1) 1 株当たり純資産額 706 円 36 銭
(2) 1 株当たり当期純損失額 92 円 08 銭

6. 重要な後発事象に関する注記

当該事項はありません。

監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記票については、顧問公認会計士の監査を受けております。

財務比率

諸項目	比率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額 / リスク額 × 100]	1,027%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額 / 資本金額 × 100]	166%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本 / 資本金額 × 100]	153%
(d) 自己資本比率 [自己資本 / 総資産額 × 100]	33%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本 / 総資産額 × 100]	33%
(f) 負債比率 [負債合計額 / 純資産額 × 100]	175%
(g) 流動比率 [流動資産額 / 流動負債額 × 100]	104%

(注) 小数点第1位を四捨五入しております。

・追加情報

平成 22 年 3 月期以降に生じた事項及び最新の状況について記載しております。

営業所の状況（平成 22 年 4 月 1 日付変更）

店 舗 の 名 称	所在地	電話番号
大 阪 サ テ ラ イ ト	大阪府大阪市北区東天満 1 丁目 6 番 8 号	0 6 - 2 8 0 0 - 2 1 7 1
広 島 サ テ ラ イ ト	広島県広島市中区国泰寺町 1 丁目 3 番 29 号	0 8 2 - 2 4 9 - 0 8 8 1
福 岡 サ テ ラ イ ト	福岡県福岡市中央区舞鶴 3 丁目 8 番 10 号	0 9 2 - 7 1 6 - 8 9 1 1

（注）広島サテライトを開設。

(訂正)

平成22年10月4日
株式会社UHG

2010年版年次情報開示資料の一部訂正について

2010年版ディスクロージャー資料において、記載内容の一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

<訂正箇所>

19頁 「.営業の状況 8.苦情、紛争、訴訟に関する事項 (a)顧客が提起したもの」

(1)顧客が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情	紛争	訴訟	苦情	紛争	訴訟
	相互の話し合いによる解決	紛争処理機関での解決		相互に話し合い中	紛争処理機関で処理中	
当該年度に新規に発生した案件の件数	9	0	0	2	1	3
前年度から継続している案件の件数	14	1	5	3	0	2
合計	23	1	5	5	1	5

20頁から21頁 上記と同様に見出し番号(b)、(c)をそれぞれ(2)、(3)に訂正。

20頁 「.営業の状況 8.苦情、紛争、訴訟に関する事項 (4)値合金処理に関するもの」

(4)値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数	5	0	0	0
前年度から継続している案件の件数	0	0	0	0
合計	5	0	0	0

以上